

改正案	現行
<p>1. 目的 略</p> <p>2. 適用範囲 IAJapan が運営する認定・登録プログラムのうち、次に掲げるものを対象とする。 (1) ~ (3) 略 (4) ASNITE (製品評価技術基盤機構認定制度) のうち、<u>試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者を対象とするもの</u></p> <p>3. 引用法令、規格、規程等 この文書では、次に掲げる法令、規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。また、国際規格については、これらの規格のその版を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した<u>日本工業規格又は標準仕様書</u>に読み替えてもよい。 法令、規格、規程等 略</p> <p>4. 用語 この文書では、ISO/IEC 17000、ISO/IEC Guide 99:2007 (以下「VIM3」という。)、ISO/IEC 17043、関係法令及び関連する認定・登録プログラムの一般要求事項で定義される用語を適用するほか、次の用語を定義し適用する。</p>	<p>1. 目的 略</p> <p>2. 適用範囲 IAJapan が運営する認定・登録プログラムのうち、次に掲げるものを対象とする。 (1) ~ (3) 略 (4) ASNITE (製品評価技術基盤機構認定制度) のうち、<u>試験事業者(製品認証機関の試験所を含む。)、校正事業者又は標準物質生産者を対象とするもの</u></p> <p>3. 引用法令、規格、規程等 この文書では、次に掲げる法令、規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。また、国際規格については、これらの規格のその版を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した<u>日本工業規格</u>に読み替えてもよい。 法令、規格、規程等 略</p> <p>4. 用語 この文書では、ISO/IEC 17000、ISO/IEC Guide 99:2007 (以下「VIM3」という。)、ISO/IEC 17043、関係法令及び関連する認定・登録プログラムの一般要求事項で定義される用語を適用するほか、次の用語を定義し適用する。</p>

1/8

<p>(1) ~ (4) 略 (5) 測定監査 (MA : measurement audit) : <u>単一の試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者を個別に試験する状況に限定される逐次参加スキーム (測定比較スキーム) の技能試験。</u></p> <p>5. IAJapan が利用可能な技能試験等の種類 略 5.1 ~ 5.2 略</p> <p>6. 技能試験に関する基本方針 略 6.1 ~ 6.3 略</p> <p>7. 認定・登録プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針 7.1 略</p> <p>7.2 JCSS における技能試験要求事項の適用方針 (1) ~ (3) 略 (4) <u>適切な技能試験・測定監査がない又は現実的でない区分若しくは種類における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。注記 1 : 7.2 (1) から (3) において、5.1a) で定める IAJapan が提供する JCSS 測定監査は、原則として、他に適切な技能試験又は測定監査がなく、技能試験の代替手法と比較して JCSS 測定監査を提供することが適切と IAJapan が判断した場合に限って提供される。このため、JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、申請書に添える計量法施行規則第 91 条第四号で定める書類について、次の事項を考慮することが望</u></p>	<p>(1) ~ (4) 略 (5) 測定監査 (MA : measurement audit) : <u>良く特徴付けられ及び測定された技能試験品目を、通常は唯一の試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者に送付し、この事業者の結果を、通常は NMI (国家計量標準研究所) によって提供される付与値と比較して行う、IAJapan の審査・検査プロセスに不可欠な、その事業者のパフォーマンスの評価。</u></p> <p>5. IAJapan が利用可能な技能試験等の種類 略 5.1 ~ 5.2 略</p> <p>6. 技能試験に関する基本方針 略 6.1 ~ 6.3 略</p> <p>7. 認定・登録プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針 7.1 略</p> <p>7.2 JCSS における技能試験要求事項の適用方針 (1) ~ (3) 略 (4) <u>適切な技能試験・測定監査がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。</u></p>
---	---

2/8

ましい。

①申請前に、5.1 で定める技能試験等の有無を、IAJapan ホームページで確認する。

②確認の結果、適切な技能試験等が提供されていない場合には、この規程の 8. で定める技能試験の代替手法の申請後における実施の可否について、IAJapan に相談する。この相談は、なるべく申請前に行うことが望ましい。

③相談の結果に基づき、申請後に、技能試験の代替手法を実施するか、又は IAJapan が提供する JCSS 測定監査に参加する。

注記 2 : 7.2 (1) から (3) において、5.1 d) で定める技能試験・測定監査のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 3 : 7.2 (4) で定める技能試験がない又は現実的でない区分若しくは種類があった場合は、JCSS 認定・登録事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時まで、IAJapan と合意することが望ましい。JCSS の代替手法の合意例は、附属書 C.1 を参照のこと。

7.3 JNLA における技能試験要求事項の適用方針

(1) JNLA の認定を申請する試験事業者は、認定の前に、認定に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらの何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) JNLA の登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、

注記 1 : 7.2 (1) から (3) において、5.1 d) で定める技能試験・測定監査のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 2 : 7.2 (4) で定める技能試験・測定監査が現実的でない分野について、現在想定されるケースはない。ただし、今後このようなケースがあった場合は、JCSS の認定・登録を申請する校正事業者又は JCSS 認定・登録事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時まで、IAJapan と合意することが望ましい。

7.3 JNLA における技能試験要求事項の適用方針

(1) JNLA の認定を申請する試験事業者は、認定の前に、認定に係る試験方法等の区分の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) JNLA の登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、

3/8

登録に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらの何れかに参加することが望ましい。これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。

(3) JNLA の認定試験事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらに継続的に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。JNLA の認定試験事業者は、同一の認定分野において認定に係る二以上の試験方法等の区分の技能試験又は測定監査が提供されている場合には、特段の理由がある場合を除き、これら全ての技能試験又は測定監査に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(4) JNLA の登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらに継続的に参加することが望ましい。また、これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(5) 適切な技能試験がない又は現実的でない分野、区分若しくは試験品における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。

注記 1 略

注記 2 : 7.3 (3) で定める「特段の理由がある場合」には、他の同等の技能試験又は試験所間比較に既に参加している場合（参加予定を含む。）が該当する。

注記 3 : 7.3 (5) で定める技能試験が現実的でない分野の代表例は、現地審査時に JNLA 製品試験の模擬試験を行い、その試験手順の定性的な評価又はその結果の定量的な評価を以て十分に技術的能力を有するこ

登録に係る試験方法等の区分の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査の何れかに参加することが望ましい。これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。

(3) JNLA の認定試験事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験又は測定監査に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(4) JNLA の登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験又は測定監査に参加することが望ましい。また、これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(5) 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。

注記 1 略

注記 2 : 7.3 (5) で定める技能試験が現実的でない分野の代表例は、現地審査時に JNLA 製品試験の模擬試験を行い、その試験手順の定性的な評価又はその結果の定量的な評価を以て十分に技術的能力を有するこ

4/8

とが判断できるケースである。また、十分な参加者数が確保できない場合には、技能試験が提供されないことがある。このような場合、JNLA の認定・登録を申請する試験事業者又は JNLA 認定・登録試験事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時までに、IAJapan と合意することが望ましい。JNLA の代替手法の合意例は、附属書 C.2 を参照のこと。

7.4 ASNITE における技能試験要求事項の適用方針

(1) ASNITE の認定を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、認定を取得する前に、認定に係る校正若しくは測定方法等の区分又は試験方法の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験、校正又は測定手法等の区分について、5.1 で定める技能試験若しくは測定監査又は 5.2 A) で定める試験所間比較の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) ~ (3) 略

注記 1 略

注記 2 : 7.4 (3) で定める技能試験が現実的でない分野の代表例は、認定区分「情報技術—コモンクライテリア評価」や、環境等分野における幾つかの試験方法の区分である。情報技術—コモンクライテリア評価の場合、ASNITE の認定を申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法（別の目的で実施される試行評価で良好な成績を収めた評価者による評価結果の監視。）を、一般要求事項で定めている。また、環境等分野においては、ASNITE の認定を申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法（例えば、比較の種類や手法を特定した 5.2 B) で定める試験所間比較の結

とが判断できるケースである。このような場合、JNLA の認定・登録を申請する試験事業者又は JNLA 認定・登録試験事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法（現地審査における模擬試験の結果の評価など。）について、なるべく初回認定・登録時までに、IAJapan と合意することが望ましい。

7.4 ASNITE における技能試験要求事項の適用方針

(1) ASNITE の認定を受けようとする試験事業者（製品認証機関の試験所を含む。）、校正事業者又は標準物質生産者は、認定を取得する前に、認定に係る校正若しくは測定方法等の区分又は試験方法の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験、校正又は測定手法等の区分について、5.1 で定める技能試験若しくは測定監査又は 5.2 A) で定める試験所間比較の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) ~ (3) 略

注記 1 略

注記 2 : 7.4 (3) で定める技能試験が現実的でない分野の代表例は、認定区分「情報技術—コモンクライテリア評価」や、環境等分野における幾つかの試験方法の区分である。情報技術—コモンクライテリア評価の場合、ASNITE の認定を申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法（別の目的で実施される試行評価で良好な成績を収めた評価者による評価結果の監視。）を、一般要求事項で定めている。また、環境等分野においては、ASNITE の認定を申請する試験事業者又は ASNITE 認定試験事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法（例えば、比較の種類や手法を特定した 5.2 B) で定める試験所間比較の結

5/8

果の評価など。）について、なるべく初回認定時までに、IAJapan と合意することが望ましい。ASNITE の代替手法の合意例は、附属書 C.3 を参照のこと。

8. 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する方針

5.1 で定める技能試験若しくは測定監査又は 5.2 A) で定める試験所間比較が存在しない場合、類似の方法に係る技能試験は存在しているが技能試験品目とその事業者が最も一般的に取り扱う試験・校正・測定品目との乖離（かいり）が著しくその技能試験が適切といえない場合、付与値の確定だけで著しく高額な経費を要する場合等、適切な技能試験がない又は現実的でない分野においては、技能試験等への参加に代えて、事業者のパフォーマンスを評価し、監視するための代替手法について、IAJapan と事業者は合意しなければならない。

この合意の対象となる代替手法には、例えば次のようなものがあるが、これらに限定されない。

・ NMI（国家計量標準研究所）以外を対象として実施される、5.2 A) で定める特定の NMI（国家計量標準研究所）との相互比較（bilateral comparison）。

・ 5.1 で定める技能試験又は測定監査の実施が不可能である又は現実的でないことから、それらの代替手法として実施される、5.2 B) で定める試験所間比較、模擬試験又はその他の手法。

この合意は、現地審査又は検査において IAJapan の審査チームリーダーと事業者の代表者による署名により交わされるか、又はこれに類似する方法により IAJapan のプログラムマネージャー等と事業者の代表者による署名により交わされなければならない。

果の評価など。）について、なるべく初回認定時までに、IAJapan と合意することが望ましい。

8. 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する方針

5.1 で定める技能試験若しくは測定監査又は 5.2 A) で定める試験所間比較が存在しない場合、類似の方法に係る技能試験は存在しているが技能試験品目とその事業者が最も一般的に取り扱う試験・校正・測定品目との乖離（かいり）が著しくその技能試験が適切といえない場合、付与値の確定だけで著しく高額な経費を要する場合等、適切な技能試験がない又は現実的でない分野においては、技能試験等への参加に代えて、事業者のパフォーマンスを評価し、監視するための代替手法について、IAJapan と事業者は合意しなければならない。

この合意の対象となる代替手法には、例えば次のようなものがあるが、これらに限定されない。

・ NMI（国家計量標準研究所）以外を対象として実施される、5.2 A) で定める特定の NMI（国家計量標準研究所）との相互比較（bilateral comparison）。

・ 5.1 で定める技能試験又は測定監査の実施が不可能である又は現実的でないことから、それらの代替手法として実施される、5.2 B) で定める試験所間比較、模擬試験又はその他の手法。

この合意は、現地審査又は検査において IAJapan の審査チームリーダーと事業者の代表者による署名により交わされるか、又はこれに類似する方法により IAJapan のプログラムマネージャー等と事業者の代表者による署名により交わされなければならない。

6/8

審査チームリーダー、JNLA チーム長などプログラムマネージャーと事業者の代表者との合意例は、附属書 C を参照すること。

注記：JCSS 技能試験又は測定監査の代替手法として、測定比較スキームの試験所間比較を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要がある。

- ・参照試験所（適切な NMI 又は認定された校正事業者）が発行する校正証明書は、CIPM MRA の範囲内又は JCSS、ASNITE 若しくは ILAC/APLAC MRA 署名認定機関の認定範囲内とすること。
- ・原則として、参照試験所の最高測定能力が参加者となる校正事業者の最高測定能力よりも小さく、 E_n 数により適切にパフォーマンスが評価できること
- ・原則として、参加者となる校正事業者が参照試験所より先に測定（校正）を行い、その結果を IAJapan に提出すること

9. 技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針 略

9.1 技能試験提供者の一覧又は案内
IAJapan の認定・登録プログラムごとのホームページに、最新の技能試験提供者の一覧又は案内を掲載する。詳細は、IAJapan ホームページを確認すること。

なお、この文書の施行の日までに、IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧は、附属書 D を参照すること。

注記：附属書 D に掲げる技能試験提供者が、この文書の施行の日以降に提供する技能試験については、5.1 d) で定める IAJapan による確認が、別途必要となる。

9.2 ～ 9.3 略

審査チームリーダーと事業者の代表者との合意例は、附属書 C を参照すること。

9. 技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針 略

9.1 技能試験提供者の一覧又は案内
IAJapan の認定・登録プログラムごとのホームページに、最新の技能試験提供者の一覧又は案内を掲載する。詳細は、IAJapan ホームページを確認すること。

なお、平成 24 年 3 月末日までに、IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧は、附属書 D を参照すること。

注記：附属書 D に掲げる技能試験提供者が、平成 24 年 4 月 1 日以降に提供する技能試験については、5.1 d) で定める IAJapan による確認が、別途必要となる。

9.2 ～ 9.3 略

10. 技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供等に関する方針 略

10.1 ～ 10.3 略

附則 略

附属書（参考）A ～附属書（参考）E 略

10. 技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供等に関する方針 略

10.1 ～ 10.3 略

附則 略

附属書（参考）A ～附属書（参考）E 略